

ロシアのウクライナへの軍事侵攻に断固抗議する決議

ロシアは、去る2月24日、隣国ウクライナへの軍事侵攻を行った。この軍事侵攻で、子どもを含む多くのウクライナ国民の尊い命を奪い、多数の負傷者が出ている。また、多くの施設・建物・インフラが破壊されている。

このような状況下、国外へ脱出するウクライナ国民は、150万人を超えており、ロシアの一方的な軍事侵攻に強い憤りを覚えるものである。

これらの軍事侵攻は、国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、「国同士が侵略しあってはいけない」とされている、国連憲章と国際法に反する暴挙であり、断じて容認できない。

国連総会緊急特別会合で、アントニオ・グテーレス事務総長は、「ロシアの攻撃で、子どもを含め民間人の犠牲が出ている暴力激化の状況は、全く受け入れられない」と述べている。

さらに、ロシアのプーチン大統領は、「ロシアは、核兵器の保有が世界一である」と核兵器の使用も辞さないと国際社会を威嚇している。

唯一の被爆国であるわが国は、核兵器の使用を絶対に認めることはできない。

わが国を初めとする国際社会は、ロシアの暴挙を抑えるためのあらゆる外交努力を行うべきであり、一日も早いウクライナの主権と国民の命が守られるよう、願うものである。

ここに一関市議会は、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に断固抗議するとともに、ロシア軍の即時完全撤退を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月7日

岩手県一関市議会